

利用上の注意

本編は、平成22年11月1日現在で実施した「平成22年特定サービス産業実態調査」のうち、映像情報制作・配給業（日本標準産業分類小分類項目411）、音声情報制作業（日本標準産業分類小分類項目412）、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業（日本標準産業分類小分類項目416）の調査結果について取りまとめたものである。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成22年特定サービス産業実態調査は、平成22年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる「大分類G—情報通信業」、「大分類J—金融業、保険業」、「大分類K—不動産業、物品賃貸業」、「大分類L—学術研究、専門・技術サービス業」、「大分類N—生活関連サービス業、娯楽業」、「大分類O—教育、学習支援業」及び「大分類R—サービス業（他に分類されないもの）」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成22年は、次に掲げる28業種の小分類について当該業務（事業）を主業として営む事業所（一部業種は企業）を対象に調査を行った。

平成22年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 対事業所サービス業（21業種）

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類391—ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類392—情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類401—インターネット附随サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類411—映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類412—音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業

新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413－新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414－出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 416－映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643－クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 701－各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 702－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 703－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 704－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 705－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 709－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類 726－デザイン業に属する業務を主業として営む事業所
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 731－広告業に属する業務を主業として営む事業所
機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 743－機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 745－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所
機械修理業 (電気機械器具を除く)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 902－電気機械器具修理業に属する業務を主業として営む事業所

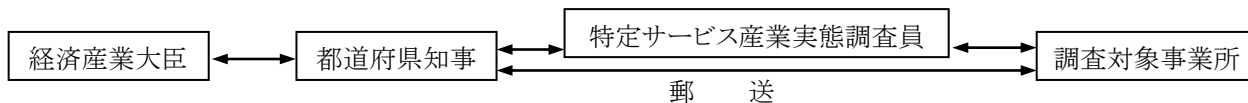
(2) 対個人サービス業(7業種)

調査業種	調査対象の範囲
冠婚葬祭業	日本標準産業分類に掲げる小分類 796－冠婚葬祭業に属する業務を主業として営む事業所
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類 801－映画館に属する業務を主業として営む事業所
興行場，興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類 802－興行場(別掲を除く)，興行団に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ施設提供業	日本標準産業分類に掲げる小分類 804－スポーツ施設提供業に属する業務を主業として営む事業所
公園，遊園地・テーマパーク	日本標準産業分類に掲げる小分類 805－公園，遊園地に属する業務を主業として営む事業所
学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類 823－学習塾に属する業務を主業として営む事業所
教養・技能教授業	日本標準産業分類に掲げる小分類 824－教養・技能教授業に属する業務を主業として営む事業所

5. 調査方法及び経路

(1) 都道府県経由の調査

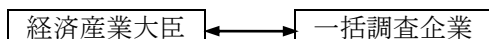
都道府県知事が任命した、特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。



(2) 経済産業省調査

① 経済産業省一括調査

経済産業大臣が、対象事業所を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び収集を行う方法



② 経済産業省直轄調査

経済産業省が調査を委託した、特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び収集を行う方法。



6. 調査票の種類及び調査内容

平成 22 年調査は、19 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附随サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「音声情報制作業調査票」、④「新聞業調査票」、⑤「出版業調査票」、⑥「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票」、⑦「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、⑧「物品賃貸業調査票(各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業)」、⑨「デザイン業、機械設計業調査票」、⑩「広告業調査票」、⑪「計量証明業調査票」、⑫「冠婚葬祭業調査票」、⑬「映画館調査票」、⑭「興行場、興行団調査票」、⑮「スポーツ施設提供業調査票」、⑯「公園、遊園地・テーマパーク調査票」、⑰「学習塾調査票」、⑱「教養・技能教授業調査票」、⑲「機械修理業、電気機械器具修理業調査票)」を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

また、標本調査業種(「7. 標本設計及び抽出方法」の(2)を参照)については、事業従事者数(又は常用雇用者数)が 4 人以下の事業所は調査項目を簡素化した簡易票で調査を行った。

7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

平成 18 年事業所・企業統計調査名簿を用い、かつ、特定サービス産業実態調査から得られる最新情報を反映した(廃業、対象外、主業変更等)。

(2) 標本設計を行う業種の選定

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、28 業種のすべてについて、標本設計を行ったが、母集団数が 1,000 に満たない業種については、全数調査とした。

【全数調査とした業種(7業種)】

「音声情報制作業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「事務用機械器具賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「計量証明業」、「映画館」、「公園、遊園地・テーマパーク」

(3) 抽出方法

① 層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出する。なお、企業単位の業種については常用雇用者規模別とする。

基準変数は、原則、売上高とする。ただし、売上高が把握できない場合は、事業従事者とする。なお、母集団名簿である平成18年事業所・企業統計調査では売上高が把握されていないことから、過去の特定サービス産業実態調査などを用いて設計を行う。

②配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算。この標本数を事業従事者別にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分する。

層ごとに抽出率が 50%を超える層にあつては、悉皆層と設定する。この場合にあつて、各業種の 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定(中小企業基本法の考え方を踏まえて設定)。

その後、抽出層の標本数を再計算する。

セルごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加する。

【層の区分】

事業従事者規模別の層は以下の区分とする。

- 1; 4 人以下、2; 5 人～9 人、3; 10 人～29 人、4; 30 人～49 人、5; 50 人～99 人、
6; 100 人～299 人、7; 300 人～499 人、8; 500 人以上

※業種によっては、300 人以上を1つの層と設定。

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加。業種別・事業従事者規模別・都道府県別に、事業所(企業)数により比例配分する。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

(4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加する。

(6) さらに希望する都道府県には、(5)に加えて標本数の追加を行った。

(7) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^L \left\{ \frac{\text{標準偏差}^2}{\text{標本数}i} \right\} \times \left\{ \frac{(\text{母集団数}i - \text{標本数}i)}{(\text{母集団数}i - 1)} \right\} \times \left\{ \frac{\text{母集団数}i^2}{\text{母集団数}^2} \right\}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均

標準偏差 i : 第i層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

標本数 i : 第i層の標本数 母集団数 i : 第i層の母集団数

L : 層の総数

※業種ごとに平成 19 年特定サービス産業実態調査、平成 17 年同調査、平成 16 年サービス業基本調査のうち最新の調査結果を利用。

8. 推計方法

・標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に業種別・事業従事者規模別・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

① 母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。

② 有効回答数は、集計事業所(企業)数である。

③ 各層(事前の層)の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \frac{\text{当該層の有効回答数}}{\text{当該層の母集団数}}$$

(2) 個票の拡大推計(事前の層)

個票の拡大推計は、各個票(有効回答)の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模、都道府県のいずれかの区分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模、都道府県の区分(事前の層)で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

・全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所(企業)の補完は、各調査事項の業種別・事業従事者規模別・都道府県別の平均値(又は全国平均値)により行った。

9. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況(標本調査業種)

調査業種	標本数	回答数		有効回答数	
		回答数	回答率(%)	有効回答数	有効回答率(%)
合計(21業種)	44,911	36,691	81.7	35,992	80.1
ソフトウェア業	3,266	2,959	90.6	2,895	88.6
情報処理・提供サービス業	3,350	2,978	88.9	2,922	87.2
インターネット附属サービス業	595	483	81.2	465	78.2
映像情報制作・配給業	1,677	1,010	60.2	988	58.9
新聞業	515	386	75.0	384	74.6
出版業	1,541	930	60.4	906	58.8
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	496	259	52.2	257	51.8
各種物品賃貸業	983	857	87.2	845	86.0
産業用機械器具賃貸業	3,830	3,066	80.1	3,028	79.1
自動車賃貸業	2,181	1,781	81.7	1,777	81.5
その他の物品賃貸業	2,515	1,821	72.4	1,762	70.1
デザイン業	3,052	2,632	86.2	2,580	84.5
広告業	2,554	2,222	87.0	2,180	85.4
機械設計業	1,520	1,396	91.8	1,361	89.5
機械修理業(電気機械器具を除く)	1,683	1,444	85.8	1,429	84.9
電気機械器具修理業	1,358	1,226	90.3	1,215	89.5
冠婚葬祭業	1,618	1,345	83.1	1,343	83.0
興行場, 興行団	708	544	76.8	530	74.9
スポーツ施設提供業	2,606	2,258	86.6	2,221	85.2
学習塾	4,099	3,105	75.8	3,057	74.6
教養・技能教授業	4,764	3,989	83.7	3,847	80.8

(注) 標本数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

②業種別の回答状況(全数調査業種)

調査業種	調査対象数	回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
			(%)		(%)
合計(7業種)	2,194	1,981	90.3	1,951	88.9
音声情報制作業	130	61	46.9	59	45.4
クレジットカード業, 割賦金融業	254	251	98.8	251	98.8
事務用機械器具賃貸業	264	236	89.4	230	87.1
スポーツ・娯楽用品賃貸業	323	269	83.3	260	80.5
計量証明業	496	475	95.8	465	93.8
映画館	567	537	94.7	537	94.7
公園, 遊園地・テーマパーク	160	152	95.0	149	93.1

(注) 調査対象数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高(事業所の年間売上高又は企業全体の年間売上高)の達成精度(標準誤差率)を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \sum_{i=1}^L (\text{標準偏差}^2 / \text{標本数}i) \times \text{母集団数}i \times (\text{母集団数}i - \text{標本数}i) \right\} / \text{母集団数}^2$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均 標準偏差*i* : 第*i*層の売上高の標準偏差 平均 : 売上高の平均

標本数*i* : 第*i*層の標本数 母集団数*i* : 第*i*層の母集団数 *L* : 層の総数

②達成精度(標準誤差率)

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	84,891	147,882	0.024
情報処理・提供サービス業	73,279	104,885	0.039
インターネット附随サービス業	124,854	185,507	0.096
映像情報制作・配給業	69,497	122,414	0.054
新聞業	254,381	262,620	0.059
出版業	77,339	65,935	0.036
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	29,386	23,278	0.022
各種物品賃貸業	348,682	440,357	0.031
産業用機械器具賃貸業	43,733	94,417	0.018
自動車賃貸業	34,222	56,372	0.024
その他の物品賃貸業	11,010	11,941	0.022
デザイン業	4,509	4,113	0.012
広告業	91,833	130,086	0.038
機械設計業	10,214	9,709	0.014
機械修理業(電気機械器具を除く)	16,484	22,484	0.032
電気機械器具修理業	23,456	31,689	0.028
冠婚葬祭業	22,922	21,340	0.026
興行場, 興行団	43,207	63,104	0.039
スポーツ施設提供業	12,958	11,450	0.022
学習塾	1,884	2,242	0.021
教養・技能教授業	1,067	1,565	0.022

10. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 11 か月後に公表、確報を約 15 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

11. 統計表について

統計表について、平成 21 年調査より標本抽出を導入したことにもない、事業従事者(又は常用雇用者)4人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数により集計事項が異なることから、以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計する。

・事業従事者(又は常用雇用者)5人以上の部

通常票で調査している項目について集計する。

12. 平成 20 年以前の調査結果との比較について

平成 21 年調査より標本調査の導入及び未回収事業所の推計を行っていることから、平成 20 年以前の特定サービス産業実態調査結果との単純比較はできない。

II 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から実施しているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、調査対象名簿の変更、調査周期の変更、調査対象業種の範囲を日本標準産業分類小分類に統一及び平成 21 年調査から、標本調査の導入などの改正を実施した。

1. 調査内容の主な変更点

(1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更。)

(2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年調査までは毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するため、平成 18 年調査以降は、すべて毎年調査としている。

(3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年調査までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類等のレベルで選定してきたが、調査結果の調査業種間比較、他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、平成 18 年調査以降は日本標準産業分類小分類(3桁分類)に統一した。

(4) 標本調査の導入

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、平成 21 年調査より母集団数が 1,000 以上の業種について、標本調査を行った(母集団数が 1,000 に満たない業種については、全数調査。)

2. 平成 22 年の調査対象業種[28 業種]

(1) 平成 18 年調査からの継続業種[7業種]

- ① ソフトウェア業（日本標準産業分類小分類 391）
 - ② 情報処理・提供サービス業（同 392）
 - ③ 各種物品賃貸業（同 701）
 - ④ 産業用機械器具賃貸業（同 702）
 - ⑤ 事務用機械器具賃貸業（同 703）
 - ⑥ 広告代理業（同旧 891）
 - ⑦ その他の広告業（同旧 899）
- } 日本標準産業分類改定に伴う統合
広告業（同 731）

(2) 平成 19 年調査からの新規業種[4業種]

- ① 映像情報制作・配給業（同 411）
- ② クレジットカード業, 割賦金融業（同 643）
- ③ デザイン・機械設計業（同旧 806） → 日本標準産業分類改定に伴う分割
デザイン業（同 726）、機械設計業（同 743）
- ④ 計量証明業（同 745）

(3) 平成 20 年調査からの新規業種[10 業種]

- ① インターネット附随サービス業（同 401）
- ② 音声情報制作業（同 412）
- ③ 新聞業（同 413）
- ④ 出版業（同 414）
- ⑤ 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業（同 416）
- ⑥ 自動車賃貸業（同 704）
- ⑦ スポーツ・娯楽用品賃貸業（同 705）
- ⑧ その他の物品賃貸業（同 709）
- ⑨ 機械修理業(電気機械器具を除く)（同 901）
- ⑩ 電気機械器具修理業（同 902）

(4) 平成 21 年調査からの新規業種[7業種]

- ① 冠婚葬祭業（同 796）
- ② 映画館（同 801）
- ③ 興行場, 興行団（同 802）
- ④ スポーツ施設提供業（同 804）
- ⑤ 公園, 遊園地・テーマパーク（同 805）
- ⑥ 学習塾（同 823）
- ⑦ 教養・技能教授業（同 824）

Ⅲ. 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業について

1. 調査対象の範囲

- (1) **映像情報制作・配給業の調査対象**は、主たる業務として映画、テレビ、ビデオ、CM、PR 映像、インターネット動画等といった映像作品の作成(制作、撮影、技術業務など)、配給、発売業務を行う企業である。
ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。
- ① 小売用 DVD のプレスなど、他社からブルーレイ、DVD 等のディスク製造を受託する企業
※ただし、自社の映像情報をプレスし DVD 等で発売する場合には、映像情報制作・配給業となる。
 - ② レンタルビデオ、DVD 等の小売を行う企業
 - ③ 映画出演者あっせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業(映画撮影・録音用)、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニアなど
- (2) **音声情報制作業の調査対象**は、主たる業務としてレコード(音楽 CD、音楽テープなどの音楽ソフトを含む。)の企画・制作、レコード以外の音声情報映画用、テレビ番組用、CM 用、ゲームミュージック、音声アナウンスなど)の企画・制作、ラジオ番組の制作を営む企業である。
ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。
- ① 小売用 CD のプレスなど、他社から CD 等の製造を受託する企業
 - ② CD の小売企業
 - ③ レンタル CD を営む企業
 - ④ ラジオ放送を行う企業
 - ⑤ 演奏者(歌手、楽器奏者、オーケストラなど、歌・演奏を主業としているもの。ただし、事務所をかまえるなどして CD の発売や、BGM の提供を行っている場合は、本調査の対象となる。)
- (3) **映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業の調査対象**は、主たる業務として新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する企業及びスタジオ業務、ポストプロダクション業、編集プロダクション等のその他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業を営む企業である。
ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。
- ① 新聞社
 - ② レンタル CD、レンタル DVD 業務を営む企業
 - ③ ラジオ・テレビ放送を行う企業

2. 統計表の事項の説明

- (1) **企業数**は、調査結果(平成 22 年 11 月 1 日現在)の母集団数である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 22 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **企業の事業形態**の区分は、以下のとおり。

〈映像情報制作・配給業〉

- ①「**映画・ビデオ制作業務**」は、映画・ビデオ用の映像作品及び企業 PR 等テレビ以外の媒体で放映する作品を制作する業務(制作及び配給の両者を行う企業を含む。)を行う企業が該当する。制作及び配給事業を行う企業も、当区分に含む。
- ②「**テレビ番組制作業務**」は、テレビ番組、テレビ用コマーシャルの制作(受注業務を含む。)を行う企業が該当する。

③「**映画・ビデオ・テレビ番組配給業務**」は、映画、テレビ番組の配給又はビデオの発売のみを行う企業が該当する。

〈音声情報制作業〉

①「**レコード制作業**」は、主としてレコード(音楽 CD などの音楽ソフト)の企画・制作を行う企業が該当する。

②「**音楽出版業務**」は、主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業が該当する。

③「**ラジオ番組制作業**」は、主としてラジオの番組や CM の企画・構成・制作を行う企業が該当する。

④「**その他**」は、CM やゲームの BGM など、上記①～③以外の音声情報制作業務を行う企業が該当する。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

①「**ニュース供給業**」は、ニュース供給を行う企業が該当する。

②「**貸スタジオ業**」は、貸スタジオ業を営む企業が該当する。

③「**撮影スタジオ業**」は、撮影スタジオ業を営む企業が該当する。

④「**ポストプロダクション**」は、ポストプロダクション業を営む企業が該当する。

⑤「**音楽スタジオ業**」は、音楽スタジオ業を営む企業が該当する。

⑥「**その他**」は、編集プロダクション等上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業が該当する。

(5) **従業者数**は、平成 22 年 11 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(映像情報制作・配給業務又は音声情報制作業務又は映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。

c 「**常用雇用者**」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 22 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の企業に派遣している人**」とは、企業全体の従業者(2. (5))のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成 22 年 11 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、企業の従業者(2.(5))から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **部門別従事者数**は、当該業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

〈映像情報制作・配給業〉

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、人事、経理、営業などの業務に従事する者。

イ 「**企画部門**」とは、映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する者。

ウ 「**制作部門**」とは、映像情報の制作技術業務に従事する者。

エ 「**配給部門**」とは、映像情報の配給業務に従事する者。

オ 「**宣伝部門**」とは、映像情報の広報・宣伝業務に従事する者。

カ 「**その他**」とは、上記以外の部門に従事する者。

〈音声情報制作業〉

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、人事、経理、営業などの業務に従事する者。

イ 「**企画部門**」とは、レコード・ラジオ番組、映像作品等の音声情報の企画業務に従事する者。

ウ 「**宣伝部門**」とは、レコードやラジオ番組の広報・宣伝業務に従事する者。

エ 「**その他**」とは、上記以外の部門に従事する者。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、人事、経理、営業などの業務に従事する者。

イ 「**編集部門**」とは、ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する者。

ウ 「**技術部門**」とは、情報システムに関する業務や、スタジオでの各種機材の操作に従事する者。

エ 「**製作部門**」とは、映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する者。

オ 「**その他**」とは、上記以外の部門に従事する者。

② **うち、別経営の企業から派遣されている人**は、上記部門別事業従事者数のうち、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

(7) **年間売上高**は、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び業務別(「映像情報制作・配給業務」又は「音声情報制作業務」又は「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(8) **業務、収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈映像情報制作・配給業〉

映像情報制作・配給業務による国内・国外別の収入。区分は以下のとおり。

・映画制作・配給業務

① 「**映画の制作・配給収入**」とは、映画の制作(受託を除く。)又は配給によって得られた収入。

② 「**ビデオ(DVDを含む。)著作権収入**」とは、映画作品(自社に著作権のあるもの。以下同じ)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。

③ 「**テレビ放映権収入**」とは、映画作品を他社がテレビで放映使用することを許諾して得られた収入。

④ 「**商品化権収入**」とは、映画作品のキャラクター使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版などを許諾することにより得られた収入。

⑤ 「**リメイク権収入**」とは、映画作品のリメイクを許諾することにより得られた収入。

⑥ 「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けた映画制作・技術業務により得られた収入。

⑦ 「**テレビ映画制作収入**」とは、テレビ用映画の制作業務により得られた収入。

⑧「その他」とは、上記以外の収入。広報映像(映画館でのCM)、広報映画、産業映画制作による収入も含む。

・テレビ番組制作・配給業務

⑨「テレビ番組制作・配給収入」とは、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作(受託を除く。)又は配給によって得られた収入。

⑩「ビデオ(DVDを含む。)著作権収入」とはテレビ番組作品(自社に著作権のあるもの。)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。

⑪「受託制作収入」とは、他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務により得られた収入。

⑫「その他」とは、上記以外の収入。

・ビデオ(DVD)制作・発売業務

⑬「ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入」とは、ビデオ(DVDを含む。以下同じ)用オリジナル作品の制作又は発売業務及び映画作品やテレビ番組が元となっているビデオの発売業務により得られた収入。

⑭「ビデオ(DVDを含む。)著作権収入」とは、ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの。)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)することにより得られた収入。

⑮「その他」とは、上記以外のビデオ(DVD)制作・発売業務により得られた収入。PRビデオ、パチンコなどの映像、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオ、博物館、インターネットでの上映作品など、映画館、テレビでの上映を行わない映像作品の制作・技術による収入額も含む。

・ うち、アニメーション作品による収入とは、映像情報制作・配給業務による収入のうち、アニメーション作品によって得られた収入。

・ うち、インターネット配信にかかるロイヤリティ収入とは、自社作品をインターネットで配信する権利の使用許諾を、コンテンツ配信業者へ与えることにより得られた収入。

〈音声情報制作業〉

・音楽ソフト制作業務

①「レコード販売収入」とは、CD、レコードを販売(インターネット、携帯電話への配信によるものを含む。)して得た収入。

・ うち洋楽とは、洋楽のCD、レコードを販売して得た収入。

※「洋楽」とは、国内でプレスされた海外アーティスト作品や輸入盤など、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいう。以下同じ。

・ レコード販売収入の販売枚数規模別とは、「レコード販売収入」を販売枚数別に区分したもの。

・ レコード販売収入に占める音楽配信収入とは、「レコード販売収入」のうちインターネットを通じて楽曲を配信することにより得られた収入。

②「著作権使用料収入」とは、著作者(作詞家・作曲家)等と楽曲ごとに著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入。なお、共同出版の場合は、他社への分配分を除いている。

・ うち洋楽とは、著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入。

③「著作権隣接権収入」とは、原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入。音楽配信(インターネットを通じて楽曲を配信するもの。)を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含む。

・ うち洋楽とは、著作権隣接権収入のうち、洋楽による収入。

・ 著作権使用料収入及び著作権隣接権収入に占める音楽配信収入とは、「著作権使用料収入」及び「著作権隣接権収入」のうちインターネットを通じて楽曲を配信することにより得られた収入。

④「その他」とは、テレビ等映像作品のBGMやゲームミュージックなど、上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入。

・ラジオ番組制作業務

⑤「ラジオ番組制作収入」とは、ラジオ番組を制作して得た収入。

⑥「タイム・スポット制作収入」とは、タイム・スポットを制作して得た収入。

⑦「受託制作収入」とは、他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入。

⑧「その他」とは、上記以外のラジオ番組制作で得た収入。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

・ニュース供給業務

①「ニュース供給業務」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高。収入区分は以下のとおり。

ア 「配信収入」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務による収入。配信先区分は以下のとおり。

・「新聞・テレビ・ラジオ向け」とは、新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務による収入。

・「通信社向け」とは、他通信社等にニュースを配信する業務による収入。

・「官公庁向け」とは、中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務による収入。

・「金融・証券向け」とは、金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務による収入。

・「その他」とは、上記以外にニュースを配信する業務による収入。

イ 「著作権収入」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入。

ウ 「広告収入」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額。)

エ 「その他」とは、上記以外のニュース供給業務による収入。

・その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務

②「貸スタジオ業務」とは、時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高。

③「音楽スタジオ業務」とは、映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高。

④「撮影スタジオ業務」とは、映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高。

⑤「ポストプロダクション業務」とは、収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高。

⑥「その他」とは、編集プロダクション等の上記以外の業務の年間売上高。

(9) 各業種における制作本数、音源数、保有スタジオ数等は以下のとおり。

〈映像情報制作・配給業〉

①「映画の制作本数(作品数)及び配給本数(作品数)」とは、過去1年間(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)において制作が完了した又は配給した映画本数。作品区分は以下のとおり。

ア 「劇場用映画」とは、劇場用の劇映画(実写版)、アニメーション映画。

・「出資制作」とは、自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用映画。

・「共同出資制作」とは、共同出資により制作した劇場用映画。

・「受託制作」とは、受託制作により制作した劇場用映画。

イ 「教育映画」とは、学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画。

ウ 「記録映画」とは、ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画。

エ「その他」とは、上記以外の映画。

②「**テレビ番組の制作本数(タイトル数)及び配給本数(タイトル数)**」とは、過去1年間(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)において制作が完了した又は配給したテレビ作品本数。連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数える。ただし、コマーシャルは含めない。作品区分は以下のとおり。

ア「**ドラマ**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたドラマ番組。

イ「**アニメーション**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたアニメーション番組。

ウ「**ドキュメンタリー**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたドキュメンタリー番組。

エ「**芸能・趣味・教養**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作された芸能・趣味・教養番組。

オ「**音楽**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作された音楽番組。

カ「**スポーツ**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたスポーツ番組。

キ「**その他**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作された上記以外のその他番組。

③「**ビデオ(DVDを含む。)の制作本数(作品数)及び発売(プリント)本数**」とは、過去1年間(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)において制作が完了したビデオ作品本数(連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数える。)及びレンタル又はセルビデオの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ。)したカセット及びDVDの本数(返品を差し引いた本数)。ただし、「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数(作品数)及び発売(プリント)本数」には、企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオは含めない。区分は以下のとおり。

ア「**劇場映画(邦画・洋画)**」とは、劇場用の邦画・洋画(劇映画又はアニメーション映画)。

イ「**テレビ番組**」とは、テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組など。

ウ「**オリジナルビデオ作品**」とは、オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ、音楽・BGV・カラオケ、芸能・趣味・教養、教育(学校教育、社会教育、幼児教育など)、スポーツ、アニメーションなど。

〈音声情報制作業〉

① **保有する総音源数**とは、平成22年11月1日現在で保有している音源の総数。形態は問わず、著作権を持っていれば過去のものも含む。

② **制作したラジオ番組の年間総時間**とは、制作したラジオ番組のジャンル別の年間総時間数。区分については以下のとおり。

ア「**報道**」とは、報道を目的として行う放送番組。

イ「**教育**」とは、学校教育又は社会教育のための放送番組。

ウ「**教養**」とは、教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組。

エ「**娯楽**」とは、娯楽を目的として行う放送番組。

オ「**広告**」とは、タイム・スポットなどの広告放送。

カ「**その他**」とは、上記以外の放送や放送番組。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

① **貸スタジオ業務における保有スタジオ数、貸出し時間**とは、「貸スタジオ業務」を行っている企業において平成22年11月1日現在で保有しているスタジオ数及び平成21年11月1日から平成22年10月31までの1年間の貸出し時間数。用途先区分は以下のとおり。

ア「**撮影スタジオ業務向け**」とは、映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影する

ためのスタジオ。

イ「**音楽スタジオ業務向け**」とは、映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオ。

ウ「**その他**」とは、上記以外のスタジオ。

(10) **年間営業費用**は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、「制作費(「人件費」、「その他」)」、「外注費」、「広告宣伝費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)、「その他の営業費用」等の計(消費税額を含む。)

①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの。)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。

②「**制作費**」は、映像制作又は音声情報にかかる費用。

ア「**人件費**」は、制作費のうち出演者(俳優など)に支払った出演料や監督等制作スタッフ・要員、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費。ただし、自社の従業者の費用は含まれない(「給与支給総額」に含まれる。)

イ「**その他の制作費**」は、「人件費」以外の制作費用。

③「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

④「**配給権獲得費**」は、映像情報制作・配給業において、国内、国外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)。

⑤「**配給支払費**」は、映像情報制作・配給業において、入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作業者に支払った費用。

⑥「**版權獲得費**」は、映像情報制作・配給業において、国内、国外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るために支払った費用。

⑦「**著作権使用料**」は、音声情報制作業において、レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用。

⑧「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用。

⑨「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑩「**賃借料**」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「**情報通信機器**」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「**その他**」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑪「**その他の営業費用**」は、上記①～⑩以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(11) **年間営業用固定資産取得額**は、企業において平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装

置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。

3. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表に使用している記号は以下のとおりである。

①「-」は該当数値なし、「…」は不詳、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

②①にある「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。

③概況の区分中に「不詳」とあるものは、全数調査業種における欠測値の補完又は標本調査業種における拡大推計の際に、経営組織別、資本金規模別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合である。

④「x」は、1又は2である事業所(企業)に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所(企業)に関する数値であっても、1又は2の事業所(企業)の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

⑤「該当事業所(企業)数」は、当該項目に記載のあった事業所(企業)数をいい、調査事業所(企業)の内数を示す。

⑥「事業従事者数」は、事業所(企業)の従業者数計から別経営の事業所(企業)に派遣されている人を除き、別経営の事業所(企業)から派遣されている人を加えたものである。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「**経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成22年特定サービス産業実態調査報告書 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業編**」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 構造統計室

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電 話 03(3501)0327 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp

本書に記載されている内容は、経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計情報アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。